

日本森林技術協会システム SGEC 森林認証制度の概要	 一般社団法人日本森林技術協会 Japan Forest Technology Association	最終 更新日 2025/6/1

目 次

Q1	森林認証とはどのようなものですか。	2
Q2	森林認証の審査にはどのような資料が必要ですか。	3
Q3	SGEC 森林管理認証の審査は具体的にどのように行うのですか。	5
Q4	SGEC 森林管理認証では利害関係者より意見を聴くそうですが。	8
Q5	SGEC COC 認証の審査は具体的にどのように行うのですか。	10
Q6	SGEC 森林認証を取得すれば、どのようなメリットがありますか。	11
Q7	グループで認証を取得することは可能ですか。	12
Q8	プロジェクト COC 認証とはどのようなものですか。	14

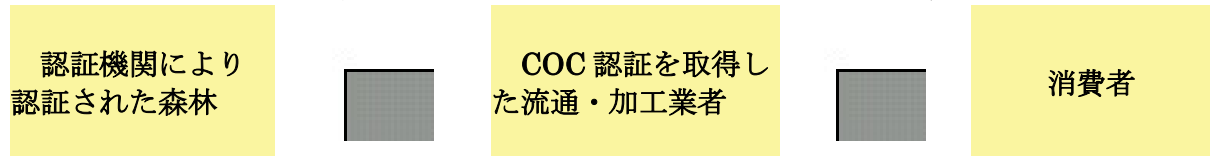
Q1 森林認証とはどのようなものですか。

【A】

森林認証は独立した第三者の審査機関が一定の基準等を基に適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林及び経営組織などを認証して、それらの森林から生産された木材・木材製品にラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて生物多様性の保全や持続可能な森林経営を支援する取り組みです。

とくにラベリングされた木材・木材製品の加工・流通に関しては加工・流通を行う者が、消費者の手元に届くまでの各段階において認証木材・木材製品とそれ以外のものとは区別して取り扱う体制になっていることが認定の際の要件となっています（Chain of Custody 認証：COC 認証）。

図表 1 認証された森林から消費者の手に届くまでの木材・木材製品の流れ



Q2 森林認証の審査にはどのような資料が必要ですか。

【A】

確認資料は、次のものを事前審査の段階で確認します。

1) FM 認証の場合

次の資料が審査の対象となり、必要になります。

なお、規模が小さい場合には資料を省略することができます。

また、林野庁、森林総合研究所、都道府県、全国林業改良普及協会、日林協などが作成している資料で、以下の事項が対応しているものがあれば、それを利用いただけます。

森林計画関係

- 地域森林計画
- 市町村森林整備計画
- 森林経営計画
- 森林経営計画図（または森林施業計画図、縮尺 1/5,000）
- 森林簿
- 管内認証申請関係図（縮尺 1/50,000）
- 管理森林に係る基本方針、施業指針及び SGEC 規格に係る方針・技術指針・計画等を全体的に定めている文書。下記事項を含むもの。
 - ・森林管理方針
 - ・環境影響に配慮した管理の基本方針

所有・管理関係

- 共通事項
 - ・歴史資料（町史、旧村史など）
 - ・都道府県の森林林業関係資料
- 森林組合
 - ・総会資料
 - ・事業統計
- 事業者
 - ・土地登記簿
 - ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税証明書
- その他（長期施業受委託契約書（数例分））

生物多様性関係

- 生物多様性に係る管理方針（森林管理方針に含まれる場合あり）
- 希少・野生生物・絶滅危惧種記録票
- レッドリスト
- 地域的に絶滅のおそれのある野生動植物
- 環境調査関係（自治体実施の環境調査報告書など）

※認証後に、定期審査で確認する事項もあります。

これらの資料については、以下の事項についても留意。

基準 1：森林資源やそのグローバルなカーボンサイクルへの貢献及びその適切な維持・増

進

基準 2：森林生態系の健全性と活力の維持

基準 3：森林生産（木材及び非木質材）機能の維持及び促進

①下記の記録は最近 5～10 年のものが審査対象となる。

i)伐採・更新状況、ii)保育状況、iii)間伐の実行状況記録、iv)病虫獣害対策（周辺森林も含む）

基準 4：森林生態系における生物多様性の維持、保全及び適切な増進

①対象地の構成要素には、自然環境保全基礎調査の結果などを参照できる。

環境省生物多様性センターのサイト（自然環境保全基礎調査）

http://www.biodic.go.jp/ne_research.html

②RDB 種の情報は、次より参照できる。

環境省生物多様性センターのサイト（都道府県別絶滅危惧種情報）

http://www.biodic.go.jp/rdb/pref/rdb_list.html

③審査対象となる範囲に、国立公園、国定公園、県立自然公園が含まれる場合は、その計画書及び図面を提出すること。

基準 5：森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に水資源と土壌）

①関連事項について、審査対象範囲の市町村森林整備計画等を参照できる。

基準 6：森林の社会的・経済的機能の維持及びその適切な増進

①安全管理では、次の事項について文書を準備すること。

i)安全作業マニュアル、手引き書等

ii)安全衛生に関する計画及び研修実績

iii)安全日報等の整備・活用

iv)委託先対応

2) COC 認証

COC 認証規格の要求事項に応じて、下記の事項などを規定した文書が必要となります。

① COC 管理計画

1. COC 管理指針
2. COC 管理体制
3. COC 順
4. 関連事項
 - (ア) 内部監査
 - (イ) 苦情処理
 - (ウ) 認証生産物供給者管理台帳
 - (エ) 認証生産物入荷・出荷管理台帳
 - (オ) 教育・研修の記録
5. DDS 規程

② マルチサイト組織の場合

1. マルチサイト組織のマネジメント規程
2. 本部とサイトとの契約文書
3. COC 管理計画（上記の構成）

Q3 SGEC 森林管理認証の審査は具体的にどのように行うのですか。

【A】

- 1) SGEC 森林管理認証は次のガイドライン（SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン）に当該森林経営が適合しているかどうかを、審査機関が計画書等の書類の確認、現場森林の管理状況の把握、利害関係者との面談等を行い審査して認証の可否を決定します。

図表 2 SGEC 規準文書 3：2021「持続可能な森林管理－要求事項」の運用ガイドライン

ガイドライン	内 容
ガイドライン 0 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定	法的規制等を含めた対象森林の把握が的確になされ、それを踏まえた適切な管理経営の基本方針が作られ、森林経営計画等に活かされているか、 等
ガイドライン 1 森林資源の維持又は適切な増進と 地球温暖化防止への貢献	対象森林がCO ₂ 吸収源として貢献できるよう管理されているか、保健休養機能等の発揮が期待される森林等について、接林機会の提供などの適切な配慮がなされているか、 等
ガイドライン 2 森林生態系の健全性と活力の維持	大面積皆伐は避け、持続的で計画的な伐採や、適地適木の考え方に基づいた適切な更新、森林病虫獣害対策が行われているか、 等
ガイドライン 3 森林生産機能の維持及び促進	認証林産物を多様な用途に活用し、森林資源の循環利用と地域振興に貢献しているか、生産品や森林サービスの効率的な提供を確実にするために林道、作業道等のインフラを適切に計画して敷設し、維持しているか、 等
ガイドライン 4 森林生態系における生物多様性の維持・保全及びその適切な増進	ランドスケープレベルや林分レベルに応じた生物多様性の保全のための管理や希少種等の保護・保全が適切に考えられているか、 等
ガイドライン 5 森林管理における保全機能の維持又は適切な増進 (特に土壌と水)	伐採や集運材、路網整備に当たって、土砂流出の防備や水資源の保全の観点での必要な配慮を行っているか、 等

ガイドライン6 森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進	関係法令はもとより、地域社会の慣習的権利を尊重するとともに、従業員の健康や労働安全に適切な配慮を行っているか、 等
ガイドライン7 モニタリングによるパフォーマンス評価と改善	森林及びその管理の状況について、定期的にモニタリングを行っているか、また自治体との協力体制が整っているか、内部監査の実施、 等

- 2) 現地審査まではSGEC規準文書3の運用ガイドラインに森林経営体の森林経営が合致しているのかについての資料の整理・確認をしています。一般に森林経営体はガイドラインを勘案してSGEC認証森林管理方針を作成しています。これはガイドラインの要求事項ごとに森林経営体の森林施業、組織などがどのようなになっているのかについて関係書類を整理し作成するものです。これらが完了してからが現地審査となります。

図表 2 申請者への確認事項（森林管理認証の森林計画関係の事例）

項 目	チェック項目	対 応
1 認証予定森林面積	全域にわたって地籍調査が実施されている。また認証を受ける森林の管理簿（森林簿）が存在する	認証される面積は信頼できる。 地籍調査実施の期日を確認する。
	地籍調査は実施されていない（一部実施含む）が森林簿、森林計画図（1/5000）が整備されている。さらに森林計画図上の林（小）班面積が森林簿の林（小）班面積と概ね一致している。	森林面積は概ね信頼できる。小班面積に対応する間伐補助金申請書など行政に提出した書類に添付される現地実測図の面積と比較することにより、面積の確からしさを検証する。
	森林簿と森林計画図が整備されている。しかし、森林計画図の林積と実際の森林管理簿での森林面積に乖離がある。（縄伸び）	行政が管理している森林簿の森林面積が寡少になっている可能性が大きい。別途の所有者の森林管理簿などがあり、その森林面積を採用する場合には、その面積が過大でないかを上記と同様の方法等をもって確認する。
2 森林管理計画	森林経営計画が認定されている。	特に対応必要なし。
	森林経営計画の認定を受けていない	主伐量が成長量を上回っている場合や、間伐など必要な森林施業が実行されているかを確認する。
3 生物多様性	あらかじめ、地域で希少種など注目される種があるか確認する。	希少種の記載について対応を協議する。
	生物多様性について、森林管理上の配慮事項について確認する（プラス要素として評価するため）。	プラス評価できる場合には記載をする旨打合せ。天然生林を評価する場合には成長等よりも生物多様性での構成を評価する。

- 3) 現地審査は SGEC 規準文書 3 の運用ガイドラインの要求事項を満たしているかどうかを評価することにより行います。具体的には計画書などの書類の確認、現場森林の管理状況の把握、利害関係者との面談等を行い要求事項に適合しているのか認証の可否を審査します。

現地審査の終了後、概ね 40 日以内に審査報告書を作成し、森林認証判定委員会の判定を行うこととします。森林認証判定委員会は林業に関する知識が豊富で森林管理並びに COC に関する理解が深い者から構成され個別の森林管理及び COC の認証判定、認証取り消し措置の決定などを行います。

- 4) 以上の手続きを経て審査機関から認証書が交付され、SGEC 事務局（SGEC/PEFC ジャパン）に報告され、公示されます。**認証の有効期間は 5 年間です。**
- 5) 毎年 1 回の定期審査を受ける必要があります。内容は 1 年間の事業の実施状況についての把握と認証取得時に付された指摘事項の措置状況などです。

Q4

SGEC 森林管理認証では利害関係者より意見を聴くそうですが。

【A】

- 1) 森林認証に当たって、森林管理者は、影響を受けるステークホルダー（利害関係者）を特定し、森林管理について意見を聴き、必要な場合協議を行うことになっています。SGEC FM 認証規格は 1.1 と 6.2.5 で次の要求事項を設定しています。

SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン（2021 年 6 月 1 日施行）

項番	要求事項
1.1	緑の循環資源として、非木質林産物を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り地域経済の振興に努めなければならない。「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合は、これに基づき、アイヌ文化の振興等はもとより、関連する産業の振興に資するよう努めなければならない。
6.2.5	森林管理者は、適切な情報を得たうえで、当該地域のステークホルダー（利害関係者）を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。 なお、森林管理計画等の策定においては、 <u>地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用</u> しなければならない。

- 2) 北海道の場合、「アイヌの人々が利害関係者として特定される地域」については、下記の要求事項が規定されています。

SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン（2021 年 6 月 1 日施行）

項番	要求事項
6.1.5	森林管理者は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道にあつては、森林がアイヌ文化の振興等及びそのための環境整備に関するアイヌ施策の推進と密接に関係していることに鑑み、森林管理計画の策定に当たって、アイヌ民族が日本国の先住民族であるとの認識の下で、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際条約等、並びに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」第6条（国民の努力）の規定を遵守するほか、当該市町村と密接な連携の下で、同法に基づく「アイヌ施策推進地域計画」の実効的かつ円滑な実施に資するよう努めなければならない。また、アイヌの人々のFPICを確保するため、説明会又は通信手段等により、事前に十分な情報を提供し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議する手続がなければならない。FPIC が必要なアイヌの人々、又はその地域組織については、関係市町村、関係団体等にも照会し、可能な限り把握

	するよう努めなければならない。 森林管理者は、固有の歴史的、文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を充たす地域基盤であることが認識されている場所について、当該場所の意義に十分に配慮して保護又は管理しなければならない。 確立された枠組の認識においては、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法、これまで及び今後の「アイヌ政策推進会議」の決定事項等にも留意しなければならない。 北海道においては、森林がアイヌ民族の文化等と密接に関係していることに鑑み、森林計画の策定におけるアイヌの人々の FPIC を確保するため、説明会又は通信手段等により、事前に十分な情報を提供し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議する手続がなければならない。FPIC が必要なアイヌの人々、又はその地域組織については、関係市町村、関係団体等にも照会し、可能な限り把握するよう努めなければならない。
--	--

- 3) 日林協では、認証審査の際、森林管理者が上記要求事項に基づき、影響を受けるステークホルダーからの意見聴取等を適切に行っているかを確認いたします。

また、規模が大きい森林管理等の場合には、日林協としても影響を受けるステークホルダーからの意見を聴くこととしております。

Q5

SGEC COC 認証の審査は具体的にどのように行うのですか。

【A】

- 1) 認証生産物の入荷から出荷に至る各工程において非認証生産物が混入されることのないよう適切な管理システムが採用されている場合に認証します。具体的には入荷から出荷に至る保管・加工等の工程毎に、
 - (ア) 認証生産物の保管・加工場所の管理方法が適切かどうか、
 - ① 分別できる土場・倉庫等があること
 - ② 分別できる製造工程となっていること
 - (イ) 認証生産物の 帳簿等によって適切に把握されるかどうか
 - ① 分別状況が表示され第三者が識別できること
 - ② 分別表示管理の状況が書類上でも確認できること
 - ③ 需要者・消費者からの要請に対して分別表示の履歴の内容を書類等で明示できることを確認できること
 - (ウ) 責任体制が確立しているか。
 - ① 「生産物管理責任者」等を置くことにより自主的に適宜内部検査が出来ること
- 2) 山元で生産された丸太等の林産物が加工・流通の各過程で適切に分別・表示されることにより、消費者等が認証生産物を選択的に購入することが可能となります。また紙・家具・ボードなど混合・複合した原料を使用する場合には認証生産物の混合・複合割合を表示することとなります。

審査報告書の作成、森林認証判定委員会の判定、認証書の交付、SGEC事務局への報告、定期審査は、森林管理認証と同じ手続きになります。

Q6

SGEC 森林認証を取得すれば、どのようなメリットがありますか。

【A】

- 1) 森林認証の取得のメリットとして①森林所有者サイドでは森林の管理水準の向上や認証生産物の市場でのシェア、立木・素材価格の上昇が期待され、②加工・流通サイドでは認証生産物を他の製品との差別化する企業戦略やネットワーク化のメリットがあると考えられます。全森林がほぼ認証されているヨーロッパでは国内市場での差別化だけではなく輸出材が国際競争力を得ています。特に、SGEC は PEFC と相互承認されており、SGEC の認証取得が PEFC の認証と見なされ、PEFC の認証製品として市場への参入機会を得ることができます。世界的に SDGs の達成が課題となっているなど持続可能な社会づくりが進められている中、持続可能に森林管理がなされている森林からの木材であることを第3者が証明する森林認証材の利用は、持続可能な社会づくりに貢献していることを対外的に発信する一つの手段となりえます。実際東京オリンピックや大阪万博にあたっては、その調達方針において認証材が明記され、認証材の供給が求められました。
- 2) 森林認証にはある程度のコストが必要となるので厳しい林業の情勢下ではその費用を考えると躊躇するケースが多くなるとは思われますが、
 - (ア) 森林認証を取得した森林経営者のなかには、COC との連携により生産した木材を差別化し、地球環境を守ることにつながるイメージを含めて売り込む戦略を採用して成果を挙げているところも見られます。
 - (イ) 消費者の環境への関心の高まりや木材のトレーサビリティの確保に応え得るものとなっています。
 - (ウ) また森林認証には、FM 認証のグループ森林管理認証と COC 認証のマルチサイト組織 COC 認証があり、小規模森林所有者の森林の集団化や COC を通じた新たな販売システムの開拓などのツールがあり、これらを通じての林業の活性化も期待されています。

Q7

グループで認証を取得することは可能ですか。

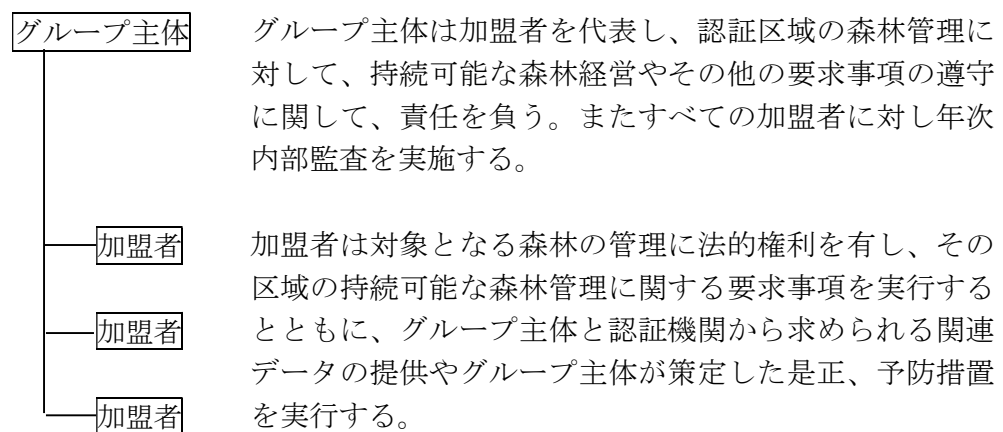
【A】

SGEC 森林認証制度には、個別の森林所有者（管理者）や COC 企業が認証を取得する制度に加え、「単一の認証書」の下でグループで認証を取得するグループ認証の制度があります。これにより認証取得に係る事務・経費の効率化や事業の規模拡大・多角化などを図り、効率的・効果的な認証取得と事業運営が可能となります。特に、小規模森林所有者が森林管理認証を取得する場合や地域でまとまって取り組む場合には便利な制度です。

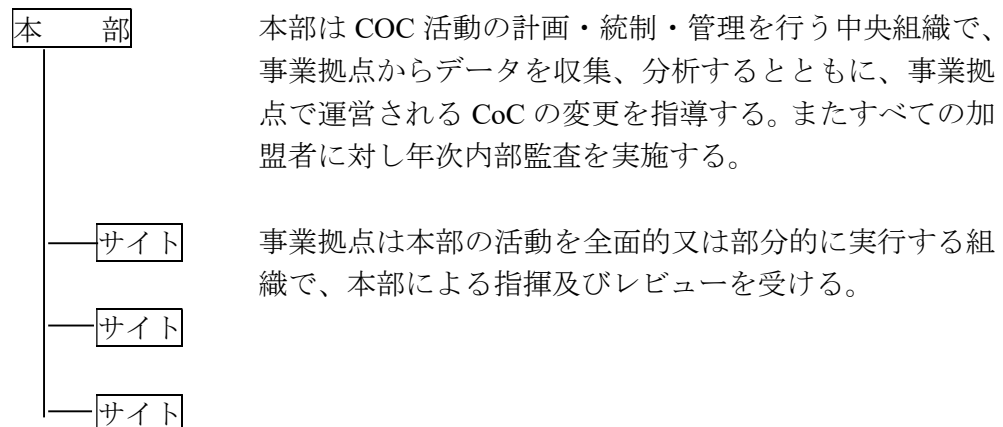
グループ認証には、森林管理認証を対象とする「グループ森林管理認証」と COC 認証を対象とする「マルチサイト組織 COC 認証」の二つがあります。

それぞれの仕組みは次のようになります。

1 グループ森林管理認証



2 マルチサイト組織 COC 認証



具体的なマルチサイト組織の形態としては次の 3 つがあります。

- ① フランチャイズを経営する組織
- ② 共通の所有者か、経営またはその他組織的に連結された複数の拠点を有する組織
- ③ **COC 認証**を目的として設立され、機能する法的に独立した企業のグループ（生産者グループ）。ただし、生産者グループへの加盟は、(1)従業員の数が 50 名を超えないこと。(2)年間売り上げの総額が 10 億円を超えないこと。が条件となります。なお、生産者グループの場合、本部は「グループ主体」、サイトは「グループメンバー」と呼ぶことが認められています。

Q8 プロジェクトCOC認証とはどのようなものですか。

【A】

通常の「COC認証」が、継続的な認証製品の生産、販売を行う事業体を認証するのにに対し、「プロジェクトCOC認証」は、場所、時期が特定された建築プロジェクト（例えば、スタジアム、庁舎、店舗等の建造物全体、またはその一部）について認証するものであり、その建築プロジェクトが持続可能な森林経営のもとで管理された認証材が使用されていることを第三者に保証する制度です。

その仕組みは下図のようになります。

